

場合にあつては、当該土壤の場所を明らかにした図面を添付して、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第十条に規定する市にあつては、市長。）に届け出た場合に限る。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 自然由来特例区域の所在地

三 自然由来特例区域の指定された年月日

四 自然由来特例区域外からの土壤の搬入の有無

五 に土壤汚染対策法施行規則第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該自然由来特例区域に搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行つた地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行つた計量法（平成四年法律第五十号）第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

六 自然由来特例区域外から搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合する場合にあつては、当該土壤の管理方法

省 令

令

○農林水産省令第九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第九号及び第五条第一項第八号並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第十一号の規定に基づき、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十四日

農林水産大臣 江藤 拓

第一条 農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

改 正 後

改 正 前

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇一八 （略）

（新設）

十九 農地を家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却の用に供する場合

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とす

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇一八 （略）

（新設）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇一七 （略）

十八 家畜伝染病予防法第二十一条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却の用に供するため第一号の権利を取得する場合

（新設）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改 正 後

改 正 前

（法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条 法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるるものとする。

一〇三十一 （略）

三十一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十二条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却に係る行為

一〇三十二 （略）

（法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為）

（法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条 法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるるものとする。

一〇三十三 （略）

三十一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十二条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却に係る行為

一〇三十四 （略）

（法第十五条の二第一項第十一号の農林水産省令で定める行為）

（この省令は、公布の日から施行する。）

○經濟産業省令第八号

商標法（昭和三十四年法律第七百二十七号）を実施するため、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年二月十四日

經濟産業大臣 梶山 弘志

商標法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（立体商標の願書への記載）

（立体商標の願書への記載）

（新設）

第四条の三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。以下この条において同じ。）からなる商標（以下「立体商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は

五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とす

（立体商標の願書への記載）

（立体商標の願書への記載）

（新設）

（立体商標の願書への記載）

（立体商標の願書への記載）

（新設）

（立体商標の願書への記載）

（立体商標の願書への記載）

（新設）